

令和5年度 日本年金機構三島年金事務所 出張年金相談日程表【注意事項】

1. 年金相談は、個人情報保護の観点から次の方を対象としています。

- (1) ご本人様
- (2) ご本人様以外の方は、「年金相談委任状」（委任年月日、本人の住所、氏名、生年月日、年金手帳の基礎番号又は年金証書の記号番号、本人が出向くことのできない理由、相談したいこと、委任された方(代理人)の住所、氏名、本人との関係などが記載されたもの）を持参してください。

2. 相談にあたっては、ご本人であることを確認するため、下記の書類を提示してください。

(1) 基礎年金番号が記載された年金手帳、年金証書、改定通知書、振込通知書または支払額変更通知書などの、日本年金機構から本人に交付された文書

(2) 本人確認書類

・1枚の提示で足りるもの（個人番号カード、運転免許証、写真付きの住民基本台帳、パスポート、障がい者手帳・療育手帳、特別永住者証明書・在留カードなど）

・2枚以上の提示が必要なもの、ただし次の異なる○印の組み合わせが必要です。（○年金手帳・年金証書、○健康保険証・介護保険の被保険者証、○改定通知書などの年金機構が交付した通知書※、○写真なしの住民基本台帳カード、○金融機関またはゆうちょ銀行の預貯金通帳・キャッシュカード・クレジットカード（個人番号の提供を受ける場合の身元確認には使用できません）、○印鑑登録証明書※など）

※①氏名、②生年月日または住所が記載されたものにかぎります。

※ 委任された方(代理人)は委任状に加え、代理人様ご自身の本人確認をさせていただくため、上記(2)を持参ください

3. **老齢年金、遺族年金、未支給年金など、年金の手続きに係るご予約については、必ず持ち物（添付書類）をご確認ください。**

年金の請求手続きについては、戸籍謄本など添付書類が必要となります。

ご予約時に持ち物をご確認ください。ご用意がなかった場合は、請求書等を受付できない場合がございます。

詳しくは、ご予約時にご確認いただくか、またはねんきんダイヤル（0570-05-1165）へお問い合わせください。